

# 平成30年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成30年10月26日(金) 14時00分 市長公室
出席委員の氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授)
事務局等職員の氏名及び職名	総合政策部長 水口知詩 契約検査課長 谷合正史 主査 長崎誉満 協働推進課 主査 新井義樹 教育政策課 主査 利田俊一郎 下水道課 主任技師 青山拓未 水子貝塚資料館 主査 隈本健介 交通・管理課 主査 佐藤憲一 主任 高城満 道路治水課 主査 新井績
会議次第	I 委嘱状交付式 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ II 第1回入札監視委員会 1 開会(契約検査課長) 2 議事 (1) 委員長の選出について(進行=総合政策部長) (2) 委員長職務代理者の選出について(進行=尾崎委員長) (3) 報告事項 ①平成30年度入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について (4) 審議案件 ①建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1件 ②建設工事案件に係る審議(一般競争入札)2件 ③建設工事案件に係る審議(随意契約)1件 ④建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)2件 (5) 委員による協議 (6) 審議結果講評 (7) その他 3 閉会(契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項 (事務局から説明)</p> <p>①平成 30 年度入札制度改正について</p> <p>②建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>③入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件 (事務局・担当課から説明)</p> <p>平成 29 年度下期執行入札及び随意契約より 6 件抽出。</p> <p><b>案件抽出委員</b>：選定理由は、競争入札と随意契約の件数をまんべんなくということ意識して選び、それぞれについては、契約金額の大きい工事又は落札率が高いものと低いものを抽出した。</p> <p>① 建設関連業務案件に係る審議(随意契約)1 件</p> <p>1 市立上沢3丁目集会所大規模改修工事監理業務委託</p> <p><b>委員長</b>：この案件は随意契約の第何号になるのか。</p> <p><b>委員長</b>：第 6 号 (1 者からの見積り) 価格、品質、期間などの面で競争入札に付するのが不利と認められるとき。この工事は集会所を設計した業者に工事の管理を任せるのが良いのではないかということになるか。</p> <p><b>委員</b>：設計金額の積算は工事期間を勘案して人件費を積算するのか。</p> <p><b>委員</b>：契約金額が随分安いとその理由は。</p> <p><b>委員</b>：経費とは何のことなのか。</p> <p><b>委員長</b>：どのような技術者が担当するのか。</p> <p><b>委員長</b>：一級建築士の一日当たりの単価は。</p> <p><b>委員長</b>：それは富士見市の特別な単価なのか。</p> <p><b>委員長</b>：今回の契約額は、一級建築士 10 日分に相当する。もちろん業者がどのような積算をしたのかは</p>	<p><b>事務局</b>：富士見市の入札制度について説明を行った。</p> <p><b>事務局</b>：資料 1～6 に基づき説明を行った。</p> <p><b>事務局</b>：資料 7 に基づき説明を行った。</p> <p><b>担当課</b>：資料「様式第 6 号その 3」に基づき案件の説明を行った。</p> <p><b>事務局</b>：第 6 号になる。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおり。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおり。</p> <p><b>担当課</b>：契約者に確認をしたところ、経費を乗せるのを忘れて見積書を提出したとのことで、今回の案件については、工期も短く工種も少ないので会社として損はしないと判断をしたとの事でした、その結果、当課としてもこの金額で契約を行った。</p> <p><b>担当課</b>：人工以外の経費、会社等にかかる経費のこと。</p> <p><b>担当課</b>：一級建築士となる。</p> <p><b>担当課</b>：一人工、一日、3 万円で積算をしている。</p> <p><b>担当課</b>：県の方で公表している単価を採用している。</p> <p><b>担当課</b>：そのとおり。</p>

市では分からないとのことでしょうか。

**委員**：間違えて見積書を出してしまった場合は仕方がないのか。

**委員**：設計会社以外で工事監理を行うことはあるのか。

**委員**：事例はないのか。

**委員**：設計金額は最初から安価でできるだろうと設計しているのか。

**委員**：業務委託の設計内容には引継ぎ費用は入っていないのか。

**委員長**：今の説明だと、設計者が新たに監理業務を請負うような人に説明をする業務があると。

**委員長**：設計した人に発注をしなければいけないことになる、先ほどの話と違う。

**委員**：市の方から意思伝達業務はしないのか。意思伝達業務は設計業務を請け負った業者に随意契約で契約することに元々なっているのか。

**委員長**：意思伝達業務は一般的な建築設計業務で入れるのか。

**委員長**：設計の段階から建築まで1年～2年空くと思うが、後から意思伝達を行うのか。また、建築の世界では当たり前のことなのか。

**委員長**：建物はきちんと完成をしたのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

## ②建設工事案件に係る審議(一般競争入札)2件

### 1 市立みずほ台小学校屋内運動場大規模改修工事

**委員**：くじが4者となっている、最低制限価格について説明を。

**担当課**：担当課としても、業者に確認をしたが、提出した金額でやりますとの回答だったので契約をした。

**担当課**：それは可能である。

**担当課**：そのとおり。

**担当課**：設計者と監理者が異なる場合には、設計内容を監理者に伝えなければいけない業務が発生する。設計者と監理者が同じであればその業務が発生しないため安価になる。

**担当課**：そのとおり。

**担当課**：そのとおり。ただし、設計者と監理者が別の場合の話である。

**担当課**：当初から監理業務のある場合は、市の方針として設計業務委託の時に、監理業務は設計業者と随意契約で契約をする前提で進めているため、意思伝達業務を積算していない。

**担当課**：市で意思伝達業務は行っていない、設計業務を行ったところと監理業務を随意契約を行うことを前提としている。

**担当課**：監理業務を別の会社に出すケースもある。その場合は、当初の段階で意思伝達業務を入れておく。

**担当課**：富士見市に関して言えば、設計をする会社と監理をする会社が別々に発注をすることはないのでそういったことはない。

**担当課**：問題なく完成をしている。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：最低制限価格の計算については、直接工事費の97%等決まった割合で計算を行っている。その計算した額が、設計金額の70%～90%の範囲に収まらない場合は、下限は70%上限は90%で最低制限価格を決定する決まりとなっている。今回も90%を超えたので最低制限価格を90%まで下げた、その結果4者が最低制限価格と同額で入札を行いくじとなった。

委員：建築の他の資料を見ると全てが落札率90%となっている。業者は90%に合わせるのか。

委員：くじは下半期で何件あったのか。

委員：業者は入札を行う時に入札書だけ提出すればいいのか。

委員：設計金額の公表は金額だけ公表をするのか

委員：予定価格と設計金額は全て同額なのか。

委員長：標準的な積算方法を行えば、ほぼどの業者も同額となるのか。

委員長：ガイドラインの変更等、国は方針を変えることはないのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

## 2 新河岸第12-2-2 污水管渠築造工事（第3工区）

委員長：担当課の人に聞きたい。最低制限価格を4者も下回ったのは理由をどのように分析するか。

委員長：その平均値の部分と交通指導員の人数で認識が業者と違った。

委員：土木工事の最低制限価格について説明を。

この件については妥当ということで審議を終了する。

## ③建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

### 1 水子貝塚公園復元住居修理工事

委員長：堅穴式住居の復元になるのか。

委員：堅穴式住居の復元をできる業者で入札参加登録をしている業者が1者のみか。

委員長：開園当時の復元も株式会社トリアド工房が行ったのか。

委員長：現在その業者はこういった復元業務は行っ

事務局：可能性はあります。最低制限価格を計算する場合、建築は90%になることが多い。ダンピング防止とか働いている人の賃金の低下や、下請けに皺寄せがないように、守らなければいけないと思う。

事務局：下半期だけの資料はないが、1年間では9件9.8%がくじとなっている。

事務局：工事の場合には、入札書と内訳書を添付している。

事務局：そのとおり。設計金額と仕様書を基に業者は積算を行う。

事務局：いわゆる歩切は国の方針によって行っていない。よって、同額となっている。

事務局：そのとおり。

事務局：現在のところその情報はない。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：県の積算基準書、単価表や歩掛に則って、積算を行っている。不明な部分については建設物価積算資料が毎月刊行されており、その平均値を採用している。他には交通指導員の人数が業者と違った可能性も考えられる。

担当課：そのとおり。

事務局：土木工事も建築工事と考え方は同じである。

担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

担当課：そのとおり。平成6年の開園当初に復元を行い20数年経過して大分傷んでしまったため。

担当課：株式会社トリアド工房である。

担当課：その時は別の業者が行っている。今回はその業者から見積もりを徴取していない。

担当課：その業者が京都にあり遠方になるため声は

ていないのか。

**委員**：見積もりを徴取した他の業者の所在地は。

**委員長**：トリアド工房は入札登録を行っている、残りの2社の選定理由は。

**委員**：同じような史跡は県内にどれくらいあるのか。

**委員**：建て直しの判断基準は。

**委員**：設計金額の算定根拠は。

**委員長**：補助金の額はどうやって決定したのか。

**委員**：今回の工事で全てが終了したのか。

**委員**：5棟とも同じ大きさなのか。

**委員長**：その金額は公になっているのか。

**委員**：過去の4棟も株式会社トリアド工房が工事を行っているのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

#### ④建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)2件

##### 1 平成29年度富士見市道水路台帳整備業務委託

**委員長**：指名をした5者の選定理由を説明して欲しい。

**委員長**：地元の業者を選定しないのは。

**委員長**：選定理由とか恣意的にならないか。工事とかだと格付けがある。指名は適切な説明方法がないのか。

**委員**：この業務は毎年行っている業務なのか。

**委員**：それは毎年少しずつ行っているのか、それとも毎年作り直しているのか。

**委員**：平成30年度も同じようなことをやる。

**委員長**：測量業務にも最低制限価格はあるのかのか。

かけていない。

**担当課**：かやぶき屋根保存会が栃木県、株式会社日展が東京都になる。

**担当課**：かやぶき屋根の工事を行っている業者が県内にはなく、「かやぶき屋根保存会」が園内の建物の修繕を行っていたので確認をしたところ、地元でも同じような工事を行った経験があるとの事である。また、埼玉県より株式会社日展を紹介された。

**担当課**：蓮田市に1件、大宮の博物館内にもある。

**担当課**：建物を支えている主柱が根腐れを起こしたことの判明による。一度解体をしないとその主柱を取り除くことができない。

**担当課**：参考見積もりを徴して文化庁より提示された補助金の範囲内で設計金額を作成した。

**担当課**：5年前に住居5棟分のもつり書を徴取した。毎年1棟ずつ建て替えを実施、その際に補助事業対応を、文化庁の方をお願いをした。

**担当課**：そのとおり。

**担当課**：大小有り、金額は大きく違う。

**担当課**：補助金をいただいておりますので、文化庁より富士見市にいくら出しているのかは公になっている。

**担当課**：そのとおり。

**事務局**：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：測量結果を担当課のコンピューターに落とし込む業務ができる大手の事業所を選定した。

**事務局**：地元の業者は小規模でこの仕事は難しいと考えた。

**事務局**：富士見市の指名選定委員会の中で業者は決めている。

**担当課**：そのとおり。

**担当課**：毎年エリアを変えて行っている。

**担当課**：そのとおり。

**事務局**：建設工事同様ルールはあり、設計金額の60%～80%の範囲である。

**委員**：毎年行っているということだが、業者は変わってもできるのか。

**委員長**：国際航業以外での業者でも十分対応できる業務の内容なのか。

**委員長**：今回指名競争入札になった理由は、

**委員長**：改善の勧告があつて、指名競争入札に変更したのは良かった。随意契約については、庁内でどの課がどのような契約を行っているのか、庁内で見えるような形にするのが望ましい。切り替える方向で行ってほしい。

この件については妥当ということで審議を終了する。

## 2 平成 29 年度街路樹維持管理業務委託（その 6）【一抜け】

**委員長**：富士見市内にある 5 者で、一抜け方式とあるのは同時に何件入札したのか。

**委員長**：3 本の案件に対して 5 者が同時に入札を行うのか。

**委員長**：開札の順番はどのように決まるのか。

**委員**：一抜け方式を採用して同じ業者を選定しているのか。

**委員**：一覧表ですとそのあとに公園等樹木維持管理業務委託（その 5・6・7・8）とあるがそれも一抜け方式で入札を行っているのか。

**委員長**：指名競争入札のリストがあるが、苑池維持管理業務は全てこの 5 者が落札しているのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

### (3) 委員による協議

### (4) 審議結果講評

審議案件について

（意見具申については、委員会意見の項目に記載）

**委員各位**：承認

**担当課**：そのとおり、測量を行い作成したデータを、担当課のコンピューターに入力を行えるような形でとなる。

**担当課**：はい、今までが国際航業との随意契約でこの業務は行っていた。

**担当課**：平成 27 年度の事務事業評価で、競争入札や分割発注などの手法を検討するように指摘があり、平成 28 年度から指名競争入札で行っている。

**事務局**：資料「様式第 6 号その 2」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：平成 29 年 11 月 28 日に街路樹維持管理業務委託（その 3・その 4・その 6）の 3 本開札した。

**事務局**：3 本の案件に対して 5 者が入札を行う。街路樹維持管理業務委託（その 3）の落札業者はその後の（その 4・その 6）は無効扱いとなる。

**事務局**：設計金額の大きい順に開札となる。

**事務局**：同じ会社が重複をして落札するのを防ぐため。

**事務局**：2 回に分け一抜け方式で行っている。

**事務局**：今まではそういった形である。しかしながら今後は検討をしなければならない時期に来ていると認識している。入札参加登録業者を増やしていきたいと考えている。

(5)その他	
--------	--

委員会意見	◆特になし
-------	-------